

第 5 章 計画の推進

1 庁内における推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、すべての部局に関係します。また、あらゆる施策が、男女共同参画社会づくりに配慮して企画、立案、実施される必要があります。

このため、副知事を会長とし、各部長、教育長及び警察本部長で組織する「宮崎県男女共同参画推進会議」において、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的運営を図るとともに、県職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立って施策の企画、立案、実施に携われるように、研修機会や情報提供の充実を図ります。

2 市町村との連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、国、県、市町村が相互に連携を図る必要があります。特に、住民と身近に接する市町村の果たす役割は重要となります。

そこで、県と市町村との一層の連携を図り、市町村の男女共同参画社会づくりに向けての取り組みを促進します。

3 関係機関、民間団体等との連携強化

男女共同参画を進めるさまざまな機関や団体、NPO等の果たす役割は重要であり、これらの団体等と行政との連携を密にし、自主的な活動を促進していきます。

4 計画の進行管理

具体的施策について掲げた指標について、定期的にその進捗状況を把握し、施策の妥当性や達成度を評価していきます。